いわき市工事請負仮契約書

|  |
| --- |
| 工 事 名 |
| 　　 |
| 工事場所 |
| 　　 |
| 契約工期 |
| 議会の議決（専決処分の場合を含む。）を経た日の翌日から |  |  | 年 |  | 月 |  | 日　まで |
| 請負代金額 | 円 | 特記事項⑴　本工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地及び再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。⑵　本工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 契約保証金 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　上記工事について、発注者と受注者は、いわき市財務規則及びいわき市工事請負契約約款の各条項を遵守の上、請負契約を締結する。　特約条項第１　この仮契約は、いわき市議会の議決（専決処分の場合を含む。）後、直ちに本契約に移行するものとする。ただし、議会の議決がなされなかった場合は、この契約は、締結しなかったものとし、発注者は、受注者に損害が生じた場合においても、その賠償の責めを負わないものとする。第２　前払金の額は、請負代金額の　％以内の額とする。第３　中間前払金の額は、請負代金額の　％以内の額とする。第４　部分払は、　回以内とする。第５　この契約の各年度における請負代金額の支払限度額は、次のとおりとする。令和　年度　　　　　　　　　円令和　年度　請負代金額から令和　年度支払額を差し引いた額発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。 |

|  |
| --- |
| 上記契約の証として契約の内容を記録した電磁的記録に、発注者及び受注者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。　　　　年　　　月　　　日　発注者　いわき市いわき市長　住　所　　受注者　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　 |